

三春町告示第 3 2 号

平成 2 4 年 3 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 4 年 2 月 2 0 日

三春町長 鈴 木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 2 4 年 3 月 5 日（月）午前 1 0 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成24年3月5日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 6号 町道路線の認定及び変更について

議案第 7号 三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について

議案第 8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第13号 三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について

議案第17号 三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について

議案第18号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

議案第19号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第22号 平成23年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第23号 平成23年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

議案第24号 平成24年度三春町一般会計予算について

議案第25号 平成24年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第27号 平成24年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第28号 平成24年度三春町町営バス事業特別会計予算について

議案第29号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

議案第30号 平成24年度三春町病院事業会計予算について

議案第31号 平成24年度三春町水道事業会計予算について

議案第32号 平成24年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第33号 平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について

報 告

報告第1号 専決処分の報告について

平成24年3月5日（月曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 原 毅 書 記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長 兼 総務課長事務取扱	橋 本 國 春

財 務 課 長	村 上 正 義	住 民 課 長	橋 本 清 文
税 務 課 長	佐 久 間 收	保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功	企 業 局 長	橋 本 良 孝

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年3月5日（月曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

第 9 報告事項について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 おはようございます。3月に入りまして悪天候が続いておりまして、そういうなかお集まりをいただいて大変ご苦勞様でございます。ただいまより、平成24年三春町議会3月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……………・ 会議録署名議員の指名 ・……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、9番三瓶文博君、10番佐久間正俊君の両名を指名いたします。

……………・ 会 期 の 決 定 ・……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月16日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より3月16日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………・ 諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成23年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………・ 議 案 の 提 出 ・……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りしました「議案第6号町道路線の認定及び変更について」から「議案第33号平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの28議案であります。

……………・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 ・……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 平成24年度の当初予算を審議していただく、3月定例会が開催されるにあたり、新年度予算編成方針並びに主なる施策等について説明をいたします。

まず始めに、当面の課題についての所信の一端を述べさせていただきます。

まず、東日本大震災への対応状況について申し上げます。昨年の3月議会定例会会期中に発生した東日本大震災から、一年が経過しようとしております。今もあの3月11日と、それ以降に次々に生じた様々な出来事が、脳裏によみがえって参ります。

震災発生後直ちに行った道路等公共施設の災害状況の確認から始まり、断水復旧作業、一人

暮らし・高齢者の安否確認、危険家屋からの避難。その後は、福島原発の爆発による相双地区からの避難者受入れ、放射能対策のスクリーニングの実施、ヨウ素剤の配布を行いました。また、保育所・幼稚園・学校等の表土除去を行うとともに、定期的な空間線量の測定、農作物等の放射線測定を続けて実施して参りました。更には、年末に町内全地区での通学路等の除染作業等が行われました。これらの作業の実施にあたっては、多くの団体、町民の方々のご支援とご協力により、ここまで実施することができました。大変お世話になり改めて御礼申し上げますとともに、被害を受けた皆さんにお見舞いを申し上げます。

また、被災者への義援金、町への支援金を始め、食料品、生活物資等を全国各地から沢山いただきました。これらの方々にも改めて御礼と感謝を申し上げたいと思います。

今回の未曾有の災害対応を活かすとともに、新年度の最大の課題である本格的な除染対策、復興事業等のまちづくりを行うにあたり、町民、議会、町の協働により進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に平成24年度予算案の概要について申し上げます。

最初に国県の新年度予算の動向であります。現在国会、県議会で審議されているところがありますが、どちらの予算も東日本大震災からの復旧・復興、原発事故対策と経済の再生を掲げた予算になっております。特に、県におきましては県復興計画に基づき、「安心して住み、暮らす」「ふるさとで働く」「まちをつくり、人とつながる」の3つの柱を立て、各柱にプロジェクトを掲げております。

町予算編成にあたっては、これら国県の動向等を踏まえて編成いたしました。まず、歳入につきましては、国の地方財政対策において、地方交付税の総額は前年度並みに確保するとされたところではありますが、町税収入については、震災の影響、特に固定資産税に震災残価率を適用することとしたことなどにより、約1億9千万円の減となること、その他の歳入についても増額は見込めず、一般財源の確保は厳しい状況となりました。

このような厳しい状況の中、あらゆる方策を講じて財源を捻出し、東日本大震災からの復興や原子力災害からの再生に係る取り組みを最優先に予算を編成しました。特に、厳しい経済・雇用情勢にあっても、迅速かつ的確に対応していくことを優先し、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、本町の重要課題である新中学校の整備、次代を担うひとづくりの分野等に限られた財源を重点的に配分するなど、メリハリのある予算編成に努めたところであります。

それでは次に、重点施策として掲げた7施策の取り組み方針について説明申し上げます。

第1は「原子力発電所事故による除染等対策に関する取り組み」についてであります。昨年原発事故によって町民の暮らしは一変し、将来に不安を抱いておられる方が多い状況にあります。従って、そのような不安を払拭すべく取り組んでいかなければなりません。そこで、新年度においては、町民、議会と協働により作成した三春町除染実施計画を着実に推進することとし、関係機関、団体のご協力をいただきながら、仮置き場の設置を踏まえて、住宅を始め、農地、町道、教育施設等の除染に取り組んで参ります。併せて、放射線量モニタリング調査、食品等放射線測定、農地土壌放射性物質検査を継続して実施するとともに、町民の健康を守るため三春病院に甲状腺対応超音波検査器を導入し、放射線長期被曝による異常の有無を15歳以下の子どもから検査することといたします。

第2は「中学校の再編に関する取り組み」についてであります。平成22年度から取り組んでいる新三春中学校の建設工事は、今年の12月に完成予定でありますので、平成25年開校のスケジュールに基づき、開校準備委員会や各部会での検討を深めていただき、開校準備に万全

を尽くす考えであります。そのため、机やいすといった備品購入費をはじめ、各中学校の閉校記念式典費、引越業務費、遠距離通学対応のためのスクールバス購入等に係る費用を計上いたしました。

第3は「人口減少・少子化対策に関する取組み」についてであります。この点につきましては、人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開や、地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策の推進、子育て支援施策の充実などによる対応を柱とする考えであります。町ではこれまで、町独自の施策として多子世帯養育支援事業など少子化対策に重点をおいて取り組んで参りましたが、これらの施策は町民から高評価を頂いておりますので、引き続き実施することといたしております。なお、子育て環境の充実を図るため、新年度からは御木沢児童クラブを設置することにいたしました。子育て支援医療費助成事業につきましては、福島県で18歳までの無料化を打ち出しておりますので、県の方針が決定次第、町も予算措置を図る考えであります。

第4は「町有施設の修繕等に関する取組み」についてであります。町の施設につきましては、建築後、相当年数が経過したものや耐震補強工事を迫られているものが多いことから、長期修繕計画の作成に取り組んでいるところであります。本年度はこの計画に基づき、学校等のトイレの洋式化などに取り組むことといたしました。また、役場庁舎・旧公民館・図書館の今後のあり方や整備方針、廃校となる中学校の跡地利用については、今後の町政運営にあたり極めて重要な課題となります。現在、町民代表による三春町公共施設整備方針検討委員会を設置し検討をお願いしておりますので、来年2月予定の答申後に対応方針を決める考えであります。なお、学校のなかで唯一耐震化が残されております三春小学校につきましては、昨年の大震災を踏まえ、耐震補強工事を急ぐべきと判断し、新年度に設計業務を委託すべく予算措置を行いました。工事期間中の対策については、父兄等学校関係者と協議を進めて参ります。

第5は「産業振興による地域活性化に関する取組み」についてであります。中心市街地の活性化につきましては、商業核店舗の整備は終了いたしました。街なかへの賑わいの創出や通年型観光の推進には、まだまだ創意工夫が必要と感じております。商工会や観光協会等と知恵を出しあっていきたいと考えております。その中で、街なかの整備を促進するために、北町荒町線のうち24年度、北町側国道から田村高校までの間の道路改良工事を行うとともに、河川改修の進む桜川沿いの遊歩道については、中町地内で防護柵を設置することといたしました。次に、農業の振興に関しましては、企業の農業参入支援、原発事故による風評被害の払拭、農業者戸別所得補償制度の推進、中山間地域等直接支払制度の活用等を通して農業が元気になるよう取り組んで参ります。また、今春の滝桜観光につきましては、渋滞緩和、観光客増加対策等観光客へのサービス向上対策を講じることといたします。更に、震災からの復興、滝桜観光復興を目指して、4月に三春桜まつり、5月には避難町村等との復興イベントとして、三春春まつりを開催いたします。避難者への活力と三春を訪ねたくなる一助になればと期待を寄せております。

第6は「安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取組み」についてであります。町内では、桜川改修を始め、来年春の全線開通を目指す国道288号三春西バイパス工事、県道改良工事など県事業が数多く実施されております。これらの事業が円滑に促進できるよう、地権者の生活再建等について県と協力し対応して参ります。幹線町道の改良につきましては、継続事業の早期完成を優先させるとともに、新たに四反田富沢線の改良工事に取り組むことといたしました。また、生活道路などの維持補修につきましても、町民の生活と直結することから鋭意取り組む考えであります。次に、町民の安全・安心に関わる防災や消防施設の整備に関し

ましては、計画的に取り組むこととしておりますが、新年度では特に、新中学校の開校にあわせ、敷地内に地下式防火水槽、通学路に防犯灯を設置することにしております。

第7は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取組み」についてであります。まず、地域医療の充実に関しては、胃がん、肺がんの施設検診の普及を踏まえ、町内開業医も利用できる放射線画像モニターを三春病院に設置いたします。また、予防事業では、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブの各ワクチン接種助成を継続し、肺炎球菌ワクチン接種についても町独自の助成事業として継続いたします。町民の健康づくりに関しましては、疾病の早期発見、早期治療に結び付けるため住民健診の検診率向上を目指すとともに、「にこにこ元気塾」などを通して介護予防事業にも力を入れて参ります。

以上、平成24年度の主な施策と予算の概要について述べましたが、これらの事業に取り組む一般会計当初予算は、69億8,346万円であり、前年度と比較して3億5,436万円、率にして5.3%の増となりました。

次に、この2月に設置した放射性物質対策事業特別会計については、本格的に除染に取り組むため、除染事業費等25億3,150万円を計上いたしました。

また、その他の4特別会計では36億725万円、4企業会計では14億5,495万円を計上したところであり、一般会計、特別会計、企業会計を含めた平成24年度の予算総額は、145億7,726万円となり、ここ10年で最大規模の予算となりました。

なお、これら予算の執行に当たりましては、従来にも増して知恵と工夫を最大限に発揮し、全職員が一丸となり、連携を図り取り組んで参る覚悟であります。

また、町民や議会との協働の観点からも連携に努め、町民生活の安全・安心を図り、町民が夢と希望を持てる豊かなまちづくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、今定例会に提出いたしました議案についてであります。条例に関する議案といたしましては、「三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について」を始め9件、「平成24年度一般会計予算」など予算関係議案16件、それ以外の議案では、「町道路線の認定及び変更について」など3件の議案につきましては、別添議案説明書のとおりであります。いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重に十分ご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げ、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第6号から議案第33号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第6号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号、「三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号、「三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号、「三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号、「三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「平成23年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「平成23年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

繰越明許費全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「平成24年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「平成24年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「平成24年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成24年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成24年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成24年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号、「平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第33号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 報告事項について ……………

○議長 日程第9、報告事項について。「報告第1号 専決処分の報告について」町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承をお願いします。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会をいたします。ご苦勞様でございました。

(散会 午前10時45分)

平成24年3月6日（火曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 原 毅 書 記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長 兼 総務課長事務取扱	橋 本 國 春

財 務 課 長	村 上 正 義	住 民 課 長	橋 本 清 文
税 務 課 長	佐 久 間 收	保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功	企 業 局 長	橋 本 良 孝

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年3月6日（火曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴者の皆様方、大変悪路のなかご苦勞様でございます。
それでは、ただ今より本日の会議を開きます。

..... 一 般 質 問

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可の下、先に通告をいたしました、人口減少に歯止めをかける住宅施策と新しい三春町史の編纂の2点について質問させていただきます。

始めに人口減少に歯止めをかける住宅施策について質問いたします。平成18年から27年までの10年間のあるべき姿を定めた第6次三春町長期計画では、最終年の平成27年の人口を18,600人と想定しております。国の人口問題研究所では三春町の人口を平成22年を18,316人と予測し、実績は同年4月で18,319人とのことで、正に国の予想通りでございました。平成27年、同研究所では17,403人と予測しております。町の想定18,600人となることを期待はいたしますが、現実には非常に困難なことと思います。今月の広報によれば人口は2月1日現在で既に17,902人となっております。町が想定する27年の18,600人を大幅に下回っておりますので、人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となったと思います。人口減少は即、町の衰退につながりますので、平成21年6月議会でも人口減少対策について質問しましたが、その時の答弁では「打開策を定めるのは非常に難しく、少子化対策や企業誘致、都市との交流等を継続実施して拡大して行く」とのことでした。しかし、残念ながらその結果が出ていない中、新年度に係る施策の中で人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開が掲げられたことは非常に喜ばしいと私は思っております。

昨年12月議会で、落ち込みが予想されます町税等の自主財源を今後どのように確保するかを質問いたしました。

それでは1番目に昨年の12月定例会で「人口減少に歯止めをかける住宅施策のあり方についてプロジェクトチームを設置し検討に着手した」と答弁されましたが、このプロジェクトはどのようなメンバーでどのように展開しているのか。その具体的な内容や目標、そして日程等についてお伺いさせていただきます。

2番目に老朽化した町営住宅の戸数はどのくらいであり、その建替えの具体的な計画をお伺いいたします。町営住宅の管理方針については、2年前の7月の全員協議会での説明がございましたが、新しい議員さんや町民に分かりやすく説明していただければ幸いです。

3番目に岩本団地、紙漉の里、御祭団地等町の住宅分譲地の価格が昨年、年初に改定されましたが、改定後の分譲地の販売目標と実績についてお伺いいたします。

4番目に観光客を対象に町の住宅分譲地や住宅用町有地等の販売促進活動を実施すべきと、今までも何回か提言しておりますが、今後の町の具体的な方策を伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ご質問にお答えいたします。

三春町の新たな住宅政策を検討するにあたり、昨年10月下旬に7人の町職員による検討委員会を設置いたしました。検討委員会による検討結果については、先月23日に三春町定住促進計画案として報告を受けたところであります。この提案内容を受けまして、各課の意見を盛り込んだうえで、計画を策定したいと考えております。現在、実施可能な施策を精査している

ところであります。今後、精査を終えた段階で、議会との協議を実施させていただく予定であります。

2点目の町営住宅であります。町営住宅の管理戸数及び入居戸数につきましては、この3月1日現在で、21団地322戸であり、282戸が入居、34戸が政策空家となっております。老朽化した町営住宅の戸数は、112戸となっております。町営住宅管理方針では、老朽化した町営住宅のうち、一本松214団地、沼倉団地など10団地67戸を用途廃止し、栄町団地、一本松195団地、舞木団地の3団地45戸を建て替えることとしております。なお、8団地210戸を現状維持団地としており、建替え3団地を加えて、町営住宅の最終的な管理戸数の目標としたいと考えております。建替予定団地のうち栄町団地については、震災で損傷したため、入居者に移転等を促しており、空き家になり次第解体する予定であります。なお、町営住宅の建替えにつきましては、先に申し上げました三春町定住促進計画案の中でも検討を進めておりますので、その内容がまとまり次第、具体的に検討を進めて参りたいと考えております。

3点目の価格改定後の町住宅分譲地の販売目標と実績についてであります。昨年4月より分譲地の価格見直しを行い、今年度、御祭住宅団地が2区画、販売に結び付けました。これにより御祭住宅団地は残り4区画となっております。分譲地の問い合わせについては、平成22年度の13件に対し、今年度は26件の問い合わせが来ております。また、販売の目標であります。新年度当初予算に、分譲を6区画、定期借地を4区画、それぞれ計上しております。昨年制定した奨励金制度をさらにPRすることにより、販売促進に努めて参りたいと考えております。

4点目の観光客を対象にした具体的な販売促進活動についてであります。例年、桜のシーズンを中心に、観光案内所などに分譲地のパンフレットを備え付け、PRに努めているところであります。今年度も引き続き実施し、PRして参ります。また、町内で開催される各種イベント、交流のある自治体や首都圏でのイベントなどにもパンフレットを持参しPR活動を行い、販売促進に努めて参ります。

以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 只今の答弁によりますとプロジェクトは現在検討中であるということでございますので、その検討結果を期待いたします。現在ですね、三春町町内で家がどんどん新築されているのは私の住んでいる下舞木の西ノ内団地ではないかなと思っております。この西ノ内団地は数年前に今までの民間開発とは違いまして、開発当初から町が積極的に関わってくれたという関係もあってですね、非常にすばらしい民間開発住宅になっているのはご存知のとおりかなと思っております。ここ数年でですね、30戸の家が建って皆さん若い世代が来ているということはですね、魅力ある所にはですね、人が大勢くるんだということが証明されたとは私は思っております。今ご説明の中に建替え予定の団地もだいぶ入っておりますけれども、その建替えがですねいつ頃に予定されているのか。それから、もちろん建替えになると財政の問題が大きくなるのかかってくると思いますけれども、その財政の問題をどのように今後考えているのか。

私も法律の専門ではないんですけれども、PFI法というのが1999年に制定されて、これは民間資本を公共施設整備に活用できるような素晴らしい法律だそうなんですけれども、そういうものとかですね、公共施設に関してはいろんな交付金等もあると思いますので、具体的なことが分かりましたらですね、建替えに関しての日程、財政、具体的なことがあったらもう少

しご説明をお願いいたします。

それからPRの方法なんですけれども、今のご答弁ですといろんな方法でやっているということは理解できるんですけれども、ただなんか私達から見るとまだまだPR方法が足りないんじゃないかなと思っております。例えば滝桜の観光客にパンフレットをお渡ししているということなんですけれども、本当にチケットを買われた方お一人お一人にですね、パンフレットをお渡ししているのか。ここら辺もお聞かせ願いたいと思います。

あと、ホームページにも出ておりますけれども、ホームページというのは意外と活用できるようで活用できない面もございます。例えば近くではですね、福島にコラッセ福島というところがございまして、福島の情報を発信するステーション。それから東京八重洲にはですね、福島県の交流館、東京に行くたびに時間があればですね、私よく寄るんですけれども、「三春町からの情報が少ないですよ」ということは時々言われておりますので、是非そういうのも活用していただけないかなと思います。

あと、例えばですね、首都圏の信頼のおける不動産業者等の連携も一つの案ではないかなと思っているんですよ。そういうことを今まで検討されたことがあるのかどうなのか。やはり住宅用地が売れるということは、それなりに財政にも相当寄与します。そこに人が入ってくるということは非常に嬉しいというか、町に好ましい問題だと思いますので、そこら辺をもうちょっと説明していただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 それでは再質問にお答えいたします。

まず1点目のですね、住宅の建替えについてでありますけれども、先ほどの定住促進計画の中でですね、町の住宅の建替えを優先させるか、あるいは民間の方の協力をいただいてですね、そういう住宅地の確保をするとかですね、その辺も踏まえて今検討しておりますので、それらの町の考え方を整理した上で議会とも協議をさせていただきたいと思います。

2点目のですね、観光案内所でのPR活動なんですけれどもそれについてはですね、ただパンフレットを配るだけではなくてですね、例えば場所によっては相談場所を設置してですね、ご相談に応じる等ですね、パンフレットの配付物だけではなくてですね、もう少し踏み込んだ対応をして行きたいというふうには考えております。

3点目のですね、首都圏等の不動産業者との関わりの件についてはですね、私が知っている限りでは、そこまでは踏み込んでやってはいなかったという感じではあります。

以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） ちょっと外れてしまうかも知れませんが、去年の3.11の災害の後ですね、我が町には主として大熊町の方、富岡町の方が大勢避難されて、対応させてもらいました。現在、大熊町の方はほとんど会津若松に行かれています。現在、公式、非公式を含めてですね、三春町と大熊町ですね、役場の交流があるのかそこら辺をちょっと。実はこれはあくまでも話しなんですけれども会津若松にですね、非難し仮設住宅に入られた方、やはり浜通りから引越すと、なかなか生活がしづらいということで今いわきに相当戻りたいという希望があるやに聞いているんですね。けれども、いわきもいっぱいになっているという状況なものですから、そこら辺のですね、情報を掴んでですね、三春町もですね、ちょっとPRすればなと考えているんですけれども、ちょっと分かればお答え願います。

○議長 質問がちょっと外れていますので、答弁をする考えがあればすべきであるし、非常に微妙な質問でありますので、しなければしないで結構です。

副町長！

○副町長 それでは只今の再々質問にお答えいたします。

三春町ご存知のようにですね、仮設住宅を造られているのは富岡町さんと葛尾村さんで、その方々とは交流を深めておりますけれども、大熊町さんとはですね、今直接的な交流とかはしておりません。

以上であります。

○議長 第2の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） それでは次に新しい三春町史の編纂についてお聞きいたします。

我が町は昭和30年の1町6ヶ村の合併から平成の今日まで大きな変遷をとげております。特に平成に入ってからですね、中心街の街並はすっかり変わってしまいました。現在ある三春町史は昭和50年の第1回配本から昭和60年の第10回の配本で全10巻ができあがりですね、翌年の昭和61年に総目録や索引及び年表その他をまとめた第11巻で一応完結しております。第11巻をたまたまお持ちしましたがけれども、1巻から10巻はこの1.5倍くらいの厚さでそれこそ古代からですね、現代まですばらしく整理されているものでございます。現在ある三春町史についてですね、現代という項目について詳細に記載されているのは昭和60年の第10回配本の第5巻にですね、戦争の恐怖下の三春と戦後の民主化と町村合併までですね、昭和30年以降の主な出来事はこの第11巻の地区のことや産業について述べてございますが、昭和30年から60年の三春町の略年表がですね、昭和60年11月の三春町合併30周年記念誌から引用したものが掲げられてあるだけでですね、我が町の昭和の後半から平成の現代まで町の姿も商工業も大きく変貌を遂げているわけでございますけれども、1番目にですね、この間のですね歴史を後世に残しておくことは現在、町に課せられた重要な課題と思いますがどのようにお考えでしょうか。新しいですね、三春町史として今ある三春町史のですね、第12巻目としてですね、編纂を行なうべきと思いますが町の考えをお伺いいたします。

2番目に古い街並みがどのような形であったか、配置図と写真もきちっとした形で町では残されていないようでございます。場所や期間を決めてですね、定点観測的に記録して後世に残すことは条例化してもですね、実施すべき価値があると思いますが町の考えをお伺いいたします。

3番目に当時のですね、ここで言うと昭和30年以降のことを指しますけれども、当時の写真等はですね、町になくとも一般家庭に埋もれている物があると思われます。これらを積極的に提供していただきですね、町として保存すべきと思いますが町のお考えをお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 第2の質問にお答えします。

ご質問のとおり、三春町史の記載内容は、昭和30年の町村合併前後までで終わっており、その後50年が経過し、新しい歴史が重ねられています。町史の刊行が終わった段階では、町史に掲載できなかった重要な資料が多々あったことから、資料叢書という名称で継続的に資料集を発行していく計画もございました。しかし、編纂委員会や出版委員会が解散し、予算と人材が確保できなくなったことから未刊に終わっております。このため、町では10年単位でこちらの様な記念誌を発行しております。その間の経過を記録、公開しております。

また、資料叢書につきましては、歴史民俗資料館の展示図録や「れきみんブックレット」こ

ちらにございます。といった図書を刊行することで、町史に掲載できなかった内容を少しずつ補っているところでございます。町史の刊行となりますと、再度、編纂委員会等を立ち上げ、多くの先生や関係する方々のお世話になる大きな事業になります。現代史1巻のために、こうした事業を行うのは負担が大きいことから、現在のところは考えておりません。

次に、街並みの記録についてでございますが、町事業の記録用としての写真などはございますが、定点による記録写真の撮影はしておりません。街並みの移り変わりの記録の条例化までは考えておりませんが、機会あるたびに写真撮影に努め、更には町で作成している地図や民間の住宅地図、航空写真等を継続的に収集し、これまで以上に、その保管に努めて参りたいと考えております。

また、町民の皆様が各家庭で所有している古い写真を含めた資料につきましては、歴史民俗資料館への提供を町広報等でお願いして参りたいと思っております。現状では、こうした資料の収集、保管に努めることで将来の町史編纂に備えたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 只今の答弁ですね、当面町史の編纂はちょっと見送るということはちょっと残念な感じがいたしますけれども、私がなぜこの新しい町史の編纂についてですね、質したかと申しますと議員はみんな歴史民俗資料館友の会の会員になるわけなんですけれども、私は友の会の会員のグループ活動として、昔の街並を語る会という会に所属いたしております。その会ではですね、昭和30年代の半ばのですね、三春町が戦後もっとも賑わっていた街並を再現したわけなんです。私は三春町に住んだのは昭和63年ですから、当時のことはまったく知るよしもないんですけれども、それを再現している中でですね、本当に昭和30年代の三春はすごかったんだなと感じた次第です。一昨年の歴民の秋の企画展や秋の文化祭、それから同様な物を作りまして岩江地区の文化祭にも出展しましてですね、その後、現在岩江中学校に提供して「多くの方が見えていますよ」と校長先生から言われているわけですね。その時のアンケートで街中だけではなくて駅前も再現して欲しいということがございましたので、来年磐越東線が100周年、開通100周年ということも相まってですね、現在駅前の方の再現をしているわけなんですけれども、再現する中でやはり当時の写真とか記録が本当に少ないということを感じましてですね、こういう質問に至ったわけでございます。最近もですね、ヨークベニマルの移転で中町の商店街があつと言う間になくなってしまった。あの写真なんかは残っているのかなという気がいたしますし、桜川の改修で日々変わってしまっているんですね、写真というのはその時は何にも価値がないんですけれども、その姿や形が無くなってしまった時にですね、本当に貴重な価値を生み出すんだなということをこの活動の中で本当に痛感したから、今回の町史の編纂もそういうふう考えたわけでございます。それで町史の編纂がちょっと難しいと、過去の町史では古代から現代まで10巻の編纂だったからそれは膨大な時間を要したと思います。あとがきによりますと13年余の時間を要したと書いてございますけれども、昭和30年以降についてはいろいろな記録が残されていると思いますので、今10年ごとに発行されているということでございますけれども、やはり機会をみてきちっとまとめておくことが大切ではないかなというふうに考えておりますので、今は考えていないということでございますけれども、第12巻をですね編纂していただきたいなと思っております。

それから、古い写真とかの提供を広報で載せると言っても現実問題なかなか出てきません。その活動の時も歴民でいろいろやっていただきましたけれども、ただ送るだけではですね出て

きません。それで私が経験しているのは例えばそういう物を提供された方にですね、何らかの本当にささやかな物でもいいですから記念品とかですね、差し上げますよと言うとですね、人間て不思議なもので、そういう物があれば提供しようかなということになりますので、もしそういうことを今後やるのであればそういうこともですね、含めて考えていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

あとこれは個人的な考えですけれども、今言った1巻古代からから現在までの立派なものではないものであればですね、少なくとも25年ごとですね、100年で4冊位の本は編纂できると思いますのでそこら辺も念頭にもう1回考えていただきたいと思います。

○議長 要望的な案件3件でありますので答弁は必要ありません。

○議長 14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。未曾有の東日本大震災及び原子力発電所事故災害からまもなく1年を迎えようとしております。我が町においても特に放射能の除染対策等、いまだかつて無い多くの課題が山積しております。三春に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域に復興再生、心の復興再生に全町民を挙げて取り組まなければならない今日この頃であります。

質問に入りたいと思います。端的に伺って参ります。公営住宅の整備について2点伺います。

1点目は定住を目的とした定住促進住宅の現状について、詳細に伺いたいと思います。

2点目であります。公営住宅又は町営住宅と言いますかについては、私は10年前くらいになりますか、交流館建設の賛否を問う本会議の中で、私は交流館よりも町営住宅を優先的に整備すべきだと訴えた経験がございます。私、議員になりたての時でありましたので、なぜこれを訴えたのかと言いますと、当時あちこちの町営住宅を見て回ったら、よその人に「本当にこれは三春町の町営住宅ですよ」と紹介できないような町営住宅の状況でありました。だから、本会議の中で先輩の人に「何をしゃべってもいいんだ」と言われて、突然そういうふうなことを言ってしまった経験がございます。そういうふうな中で、今回住宅の整備について取り上げたわけでございますが、大震災以降、だれが見ても老朽化が加速していると思うわけであります。特に一本松地区、栄町地区、沼之倉地区、下舞木地区等は本当に若い人がですね、入りたいと思うような住宅とは思わないわけであります。しかし、この4地区いずれの地区も場所的には恵まれた地域であります。整備の促進は喫緊の課題であると思いますので整備計画等について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山建設課長！

○建設課長 お答えを申し上げます。

まず1点目の定住促進住宅についてでございますけれども、当住宅は平成23年3月30日に独立行政法人雇用・能力開発機構から三春町が譲り受けをいたしました。譲り受け時点では、管理戸数40戸のうち21戸が入居しておりましたが、現在は満室となっております。増加した入居戸数19戸のうち入替を含め15戸が震災による県の借り上げ賃貸住宅として入居しております。一般は4戸であります。平成23年4月1日から、株式会社三春まちづくり公社と指定管理に関する協定を締結し、施設の主体部分の改修及び火災保険等に関する経費を三春町が負担し、その他の維持管理、入退去に関する一切の経費を指定管理者であります三春まちづくり公社が負担することとして管理運営を行っております。

また、指定管理に関する協定に基づき、施設の運営収入から指定管理者が負担する経費を差し引いた額の８０％を町に納入することとなっておりまして、平成２３年度は約１，２５０万円の歳入を見込んでおります。

次に２点目の質問にお答えいたします。町営住宅の全体の管理状況につきましては、１１番議員にお答えの通りでございますが、一本松地区など４地区の町営住宅について具体的にお答えいたします。４地区の町営住宅につきましては、８団地管理戸数１２３戸であり入居が９７戸、空家２戸、政策空家２４戸となっております。三春町町営住宅管理方針では一本松２１４団地、沼倉団地、及び町単独住宅の舞木団地の３団地５４戸を用途廃止し、一本松１９５団地、栄町団地及び舞木団地の３団地４５戸を建替することとしております。用途廃止団地のうち、一本松２１４団地につきましては震災による損傷のため今年度９戸のうち６戸を解体しております。次に沼倉団地につきましては耐用年限３分の２を経過し、借地でもあるため退去した住戸を政策空家としており、震災で損傷した６号棟につきましては現在入居されている１戸の入居者の理解のもと、移転していただくこととなっております。６号棟については移転後に解体の計画を進めたいと考えております。町単独の舞木団地につきましては小規模敷地で接道条件が満たされないため用地廃止と位置付けておりますが、入居者がおりますので、早い段階での解体は難しい状況であります。公営住宅の建替団地のうち一本松１９５団地につきましては、震災及び火災により損傷した一本松２１４団地及び鶴蒔田団地の入居者の転居により、震災前より入居戸数が５戸増えております。次に栄町団地につきましては震災による損傷のため、今年度３戸を解体し、残り５戸についても２戸の入居者の移転を待つて解体を進めたいと考えております。

最後に、舞木団地につきましては、耐用年限を３分の２以上経過したため建替えと位置付けておりますが、現在１９戸が入居しており、残された１戸につきましても入居が予定されております。先ほど１１番議員の質問にもお答えしましたが、現在、新住宅政策の検討委員会での検討等を踏まえまして、具体的に計画を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○１４番（渡邊勝雄君） 住宅の施設の検討委員会を立ち上げて全般的に検討をして行くことでありますので、特にですね下舞木地区の団地におきましてはですね、私は本当に利便性の価値が非常にある地域だと思っております。先ほども定住促進住宅が軌道に乗りつつあるというようなことでありますので、私もこの定住促進住宅、最初は雇用促進住宅といわれた住宅であります、これを町で買ってはというような推進をしてきた一人ではあります、成功した事例というようなことでありますので、下舞木地区の住宅においてはですね、先ほども同僚議員が質問したように団地の分譲が非常にはかどって建設戸数も日を増して多くなっているというような状況でありますので、これから最重要の検討課題の場所ではないかなと思うわけであり、そのような意味で、「この４地区の優先順位はどれからやるんだ」と言われてもなかなか難しい答弁ではあると思いますが、そういうふうな検討委員会を立ち上げて、やるということについては期待したいと思っております。答弁はいりません。

○議長 第２の質問を許します。

○１４番（渡邊勝雄君） 第２の質問に移りたいと思っております。

地域密着型特別養護老人ホーム並びに小規模多機能型居宅介護施設建設事業について伺って参りたいと思っております。この事業についてはですね、過去に何回か一般質問で取り上げられた案

件でございます。本来ならばこの事業はこの3月に開業を予定した事業であります。高齢者を抱えている町民が非常に期待をしていた事業でありました。だけれども、なかなか前に進まない「なぜ断念したんだい」と町民から言われましたが、その断念せざるを得なくなった経過状況について改めて伺いたいと思います。

三春も高齢化社会をむかえまして、この事業は町にとっても非常に重要な課題であると思うわけであります。この事業の促進を積極的に図るべきであると思うのであります。その断念せざるを得なくなった相手側、これからも町では公募をして事業を進めたいというような方向でありますけれども、その相手側の会社といいますか法人といいますか、そういうふうな途中で断念するというのは非常に残念であります。今回の件につきましては、よくよく吟味して促進していただきたいと思います。その見解について伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 1点目の質問にお答えいたします。

この事業は平成21年度に公募により事業者を選定し、平成22年度に県補助金の交付を受けました。その後、事業者側で土地の登記や分筆など事務手続きに時間を要したため、22年度は着工に至らず、事業を翌23年度に繰り越しました。その後、大震災に見舞われたものの、事業者からは23年度内完成に影響はないとの報告を受けております。しかし、実際には、事業者内部で労働争議が発生し、関連して行政から特別監査を受ける事態になっておりました。昨年半ばになっても、なかなか着工の動きがないことから、進捗状況の確認を頻繁に行い事態を注視していたところ、事業者代表である理事長より、年度内完成は不可能であるとの報告を受け、12月12日、文書により事業と補助金の取下げ申請がありました。結局、外的な要因で事業を断念したのではなく、内部の労働争議と特別監査への対応で手一杯となり、建設事業に手が回らなくなったものでございます。町はこの事業者に遂行能力はないと判断し、事業取り下げを認めました。

2点目についてですが、以上のような経過を踏まえ、4月から始まる第5期介護保険事業計画に引き継ぎ、最優先課題として取り組んでおります。現在、当該事業者とは購入した土地の処分について協議を行っており、建設事業については、施設建設を希望する別な事業者と協議を進めております。平成25年度のできるだけ早い時期に開業できるよう、町としても努力して参ります。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 今の答弁で25年度に開業予定という決意をいただきました。この事業推進にあたっては、今度こそはという思いで期待するものであります。これも答弁はいりません。どうもありがとうございました。

○議長 ここで議長より言うておきますが、答弁のいない質問は差し控えていただきたいと思います。付け加えます。要望、お願い、御礼はしないように。

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

第1に介護保険制度についてであります。

1点目は4月より介護保険制度が改正されますが、その内容について。

2点目はヘルパーの現人数と改正後の人数はどのように見ているのか。

3点目は要支援1、2の人への生活支援について変更があるのか。お聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 1点目の質問にお答えいたします。

改正は多岐にわたりますが、最も大きく変わるのが、介護保険料でございます。従来、月額で3,185円だったものが、4,405円になります。大幅に上昇する理由は、給付対象となる高齢者数が増加していること、給付額が大きい施設入所型介護サービスを受けられる方々が、年々増えていることが大きく影響いたしました。町では、この傾向が続くものと考えており、地域密着型特別養護老人ホーム整備など入所型介護サービスに対応できるよう保険料に反映させたものでございます。次に財源面では、介護保険料の負担割合が65歳以上これは第1号被保険者のことですが、20%だったものが21%に、年齢区分で40歳から64歳まで第2号被保険者と申しますけれども、30%だったものが29%にそれぞれ変わります。後は様々な事業所向けの介護報酬も変わります。利用料につきましては、個別の利用内容により上限がございます。若干の増減が見込まれてございます。また、介護福祉士による痰の吸引などが可能になるほか、福祉用具の貸与・販売や、住宅改修メニューの追加などがございます。

2点目のヘルパーの関係でございます。三春町社会福祉協議会の訪問介護事業所には、常勤で7名、登録ヘルパー14名の計21名が在籍しております。町内約90世帯に派遣しておりますが、改正後もヘルパー人数に変更はございません。社協以外にも、JAなど民間事業所によるホームヘルパーが在籍していますが、人数等の把握はしてございません。

3点目です。要支援1、2の方への生活支援関係ですが、改正により介護予防日常生活支援総合事業がメニューとして新設されました。これは、要支援1、2の方と二次予防対象者の方への予防事業を総合的かつ一体的に行うものでありますが、三春町では二次予防対象者は、自立の方々と一緒に利用する「にこにこ元気塾」を既に利用してございます。したがって、要支援1、2の方々は新設の総合事業ではなく、従来どおり、デイサービスや通所リハビリ等の介護予防サービスをご利用いただくことになります。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 介護保険制度の改正の中身でありますけれども、多岐にわたるとこういうことで、いろんな面で変わってきているだろうと思うんです。しかし、実際介護保険制度がどのように変わってきたのか。やっぱり町民が知るのは広報でだと思うんですね。したがって、実際のメニューについてどういうふうに変わっているのか。今回、暮らしのガイドブック三春町というのを出された。これに介護についても掲載がされているわけですが、これは改正後を見て作ってあるのか。それとも4月から改正になる部分については書いていないのか。まずお聞きをしたいと思います。

それから、大きな点については24時間対応の訪問サービスができると、そういう方向で改正がされたのではないかと思います。したがって、そういうことを考えればヘルパーの役割というのはかなり重要になってくる。そういう意味でヘルパーの人数をお尋ねをしたわけですが、今後も、改正後も人数的には変わらない。変わらないということは十分やれるとこういうことなんだろうか。このことについても確認をしておきたい。

それからですね、ヘルパーこれ全国的な問題だと思うんですけども、かなり労働条件が厳しくて辞めていくと、資格を持っている方が非常に多い割には代わる率も早いとこう言われております。三春町のヘルパーの方ですね、そういう問題がないのか。要するに登録された人であればそのままずっと辞めないで長期間ヘルパーをなされているのか。その辺が今後、改正後で問題になってこないのか心配でありますのでお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど答弁の中にありました痰の吸引をヘルパーができると、今までは医療関係の方と一緒にやると、今度は単独というかヘルパーの方が一人でもでき得るというふうに変わったと思うんであります。これについては、本当に大丈夫、大丈夫と言うと失礼でありますけれども、講習会等も開いて当然、やれるようにして行くだらうと思うんですけども、その講習の方法についてどのようになっているのかできればお尋ねをしたいと思います。

それから、支援1、2の方の問題でありますけれども、先ほどの答弁の中で日常生活支援総合事業が市町村の裁量ででき得るというふうに4月から変わるということだと思っておりますけれども、三春町としては特に日常生活支援総合事業でなくて予防事業の中で行なうと、このガイドブックの中にありますけれども、その他について新たにですね、考えられている要支援1、2の方のメニューはないのか再度お尋ねをしたいと思います。

それから、利用料の問題なんですけれども、利用料金の問題で介護サービスの受給を自ら制御する。そういうことが三春町の要介護の方で家族を含めてですね、そういうことがあるのかどうなのか。全国的には介護支援の問題、介護養護の問題の中で料金的な問題で「いやこれでは生活が大変になってくる」ということで自ら抑えていくと、こういうふうな問題もあるようでありますので、三春町であるのかどうなのか。そういうのを把握しているのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、介護制度は必要な介護を必要に応じて利用できる現状に三春町はなっているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 まず1点目でございます。メニューについて変更があるのかどうかということでございますが、基本的には今までのメニューそのまま第5期の方にも引き継ぎます。表現を変えれば今までのメニューを基にある程度くくり直しがあったというふうなご理解でよろしいかと思います。

2点目です。24時間の切れ目のないサービスということです。これは平たく言いますと訪問介護、訪問看護を上手に組み合わせると、そこに司令塔となる地域包括センターがうまく絡んで行きましょうという事業でございます。これにつきましては既に訪問介護、訪問看護それぞれに実施中でございます。したがって、新しいメニュー、つまりくくり直しがあったからといって今までのやり方をすぐに変えるという考えは今のところございません。これは利用者様のご意向等を伺いながら、後は事業所の供給体制というのがございます。ご質問にあったヘルパーの人数が足りるのかということなんです、そういった点も含めて今後改善して行くということにはなろうかとは思いますが、基本的には今までどおり訪問介護、訪問看護の組み合わせでご利用者には利用していただくということが基本でございます。

3点目です。ヘルパーの勤務状況、充足状況ということだと思っておりますが、三春ではほとんど同じ顔ぶれでずっときております。逆を言いますと少しずつ高齢化が進んでいるということ

になります。やはり職場としては仕事の割りになかなか大変だということで、あまり人気のある職場とは伺っておりませんが、ただ幸いなことに三春町社会福祉協議会の場合は、ほぼ同じメンバーで今まで継続してございます。ただ、いま2点目の24時間の介護、訪問看護となりますとやはり今の人数ではきつい部分もでてくる恐れが十分ございますので、将来先ほどの2点目の24時間サービスに取り組もうという場合には、まずはヘルパーの体制あるいは地域包括センターの体制がどうなっているのかというところを検証しないといけないというふうに考えております。三春においてもよその市町村と同じく労働条件はきつい傾向にはありますということでございます。

4点目です。痰の吸引関係、体制は大丈夫なんだろうかと、研修はどのようにやっているかということなんですが、具体的な研修がいつどのように行なわれているかということについては、申し訳ございません、把握はしてございません。ただ、痰吸引は医師の指示に基づいてという前提がございまして。必ず利用者さんの主治医の先生の指示があってそれを引き継いで、よく打合せをしてやっていくと、当然吸引にあたっての技術は研修でマスターしておくというのが原則となると考えてございます。

あと5点目でございます。総合事業、市町村の裁量というご指摘、そのとおりでございます。要支援1、2のメニューがどのように変わるのかということなんですが、先ほどの答弁で答えさせていただいたとおり、ここに元気塾と要支援1、2の方のメニューは基本的には別なのかなということで、現在も進めさせていただいております。更には要支援1、2となりますとこれは要介護認定を申請していただいて、認定度合いが出て始めて要支援1、2となります。ですから、要介護認定を申請しない、つまり自立の状態で受けるサービスと要介護認定を申請して認定をされて、「あなたは要支援1、2ですよ」といった場合、当然サービスの範囲がかなり広がって参ります。通所サービスから訪問サービス、あるいは居宅のサービスそれぞれ要支援1、2の方についてはかなりのメニューがございまして。これはまた機会がございましたら、パンフレット等でご確認をいただきたいと思います。基本的には要介護1から5の方、要支援の1から2の方、基本的にはメニュー的には非常に似たものになってございます。利用料金等の違いはございますが基本的にはそのように格段に選択肢が増えるというふうなご理解をいただきたいと思います。

6点目です。利用料、これはなかなか大変なので自ら制御してしまうんではないかというご指摘でございますが、残念なことにやはりそういった傾向はよく見聞する事例でございまして。当然介護サービス、要介護1から5とその区分に応じて限度額というものが設けられてございますので、当然その枠内でやりくりをするわけでございます。そうしますと必ずしも希望通りにすべてというわけにはやはり経済状態にはいかないというのはこれは止むを得ない部分がございまして。ご指摘のとおりではあります、その辺につきましてはケアマネージャー等がそれぞれの利用者様の経済状況等を勘案させていただいて、最適なものを組み合わせて実施させていただいているというふうにご理解を賜りたいと思います。

最後の必要な介護がすべて供給できる体制になっているのかという部分でございます。厳密に言えば例えば先ほどの議員の質問にございました入所型サービスはどうなんだということ、正直に申しましてやはり需要になかなか追いつけない傾向が今までございました。今回、介護保険料を上げさせていただくことで、そういった入所型のサービスを受けていただいても保険料の支払に支障が出ないような体制を取らしていただきたいと思います。需要より先行してやっているという状態ではございませんが、日常のそういった最低限の介護体制に支障が出ないような体制作りをやっているということでご理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 第2の質問は町長の施政方針の人口減少に関する取り組みについてであります。

1点目は人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開とありますが、具体的にお聞かせ願います。

2点目は地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策についても具体的にお聞かせ願います。

以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

まず、人口減少に歯止めをかける施策についてであります。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地元経済や町財政にも大きな影響を及ぼす深刻な問題であると認識しております。町では、平成20年度より少子化対策事業を重点事業として位置づけ、取り組んできたところでありますが、なかなか歯止めがかからない状況にあります。このため、新たな住宅政策に取り組むこととし、既存の少子化対策事業の充実を含め、様々な施策を組み合わせることにより、歯止めをかけたいと考えているところであります。先ほどの11番議員への答弁と重複いたしますが、現在、職員の検討委員会から提案された「町の定住促進計画案」を精査しているところであり、各課の意見を盛り込んだうえで、議会との協議をさせていただきたいと思っております。

2つ目の地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策についてであります。現在、町では春や秋まつりなど、様々なイベントを開催いたしまして、町をPRして、交流人口を増やしているところであります。団体においては、姉妹都市の一関市、東京の目黒区などと交流事業を進めております。更に、24年度は、首都圏で町を応援してくださっている三春舞鶴会の会員の方から、町田市のさくらまつりや産業観光まつりへ三春から出店しないかとの提案があり、舞鶴会の協力を得て、出店をすることで進めております。今後も、様々な機会をとらえて、交流人口を増やして参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) まず始めにですが、少子化対策と様々なという答弁で、正に私が昨年の3月の定例会でこの問題について一般質問を行ないました。歯止めをかける、かなり頭の痛い話だと、こういうふうに私も述べながら質問をしておったわけでありましてけれども、定住化促進計画の案が出されたと、具体的にどういう案なのかというのは示されていないわけで、これからその案について各課からいろんな意見を出していただいて正式に案を取っていくと、その時点で我々の方に示されるのかなと思うんでありますけれども、前回の一般質問の中で私の質問と答弁がかみ合わなかったことについて、そのことも当然定住計画の中に入らるだろうと思っているわけでありましてけれども、お尋ねをしたいと思っております。私は去年の3月の時点で、

「まず人口減に歯止めをするには三春町の人が三春町にとどまる、とどまらせるといいますか、そのことが一番やっぱり大事ではないか。」このような質問をした。当局の答弁は、ずれたといいますか、「三春に住んでくださいといってもなかなかそうは行かない。したがって、交流事業をいろいろ進めて行くなかでご理解をしてもらおう。」このような答弁でありました。と言うのは私はあくまでも2番目の質問に関わるわけですが、他の町から三春に来てもらうということじゃなくて、まず三春の人が三春に住みたい、住む。ところが、三春の若い人は当たり前前に思っておりますから良さを知らない。したがって、遠くに出掛ける。それを呼び戻す策は何なのかという、一つとしては一番、いま町も進めていると思うんですが、いまの三春に居る若い人に結婚をしてもらって三春に住んでもらう。これが一番だと思うんですが。三春町から出て行った若い人を含めてその人をまず三春にどう呼び込むのか。そこが一番大きなポイントになるだろうと、このような私は質問をしましたので、そのことが今回の中に当然入っているだろうと思うんですが、入っているのかどうかお尋ねをしたい。

2点目はですね、やはり交流を深めて他から来てもらう。これは前の議員の質問の中での答弁にありましたけれども、PRの問題、いろんなPRの仕方があるし、首都圏に対してどのようにPRしているのかいろんな問題がある。私は交流によって今までですね、どれだけの人が三春に定住をしてきたのか。私はそういう交流、PRよりもある意味では必要に迫られてと言うとおかしいんですが、舞木地区ですね、岩江地区の郡山のある意味ではベッドタウン的な要素を持つ住宅、ここはやはり郡山近辺に仕事を持って住宅を求める。私はこういう人の方が数的には多いのではないかと。したがって、交流に力を入れて、どれだけ力を入れて行くのかということは、それはしなくても良いということではないんですが、私は方向付けをもう少しですね明確に第1はここ、第2はここ、第3はここというふうに、今は何か話しを聞けば交流そのものの定住、ここが一つの目玉的になっているように感じるんですが。そこはちょっと方向として違うのではないかとこう思います。したがって、町当局としても定住問題、話しはいっぱいですが、やはり三春の人がまず三春、それからやっぱり郡山近辺に転勤含めてサラリーマンの方は移動が多い、そういうのをとらえて三春に住居を構えてもらうとか、それが第2点とかね。そういうような方向付けの中で同じレベルで交流問題を考えているのかどうか。最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再質問にお答えいたします。

国全体が人口減少時代に入っております。そういう中で人口減少に歯止めをかけるというのは至難の技であると思います。しかしながら、やはりそうは思いながらもいろんな施策を取り入れながら、出来るだけ減少に歯止めをかけたいという思いで、いろんな施策に取り組んできたわけでありまして。質問にありました、まず町民を町外に出ないで町にとどめる施策は、こういうふうなことでありますけれども、おっしゃるとおりだと思います。そんなことでですね、一つの施策として平成20年から少子化対策、子育て支援、更には若い人たちの出会いの機会ということでハッピープロジェクトですか、こういうことを取り組んできたわけですがなかなかその成果が上がらない。それで人口減少の実態調査をしてみますと自然減、つまり生まれる数、亡くなる数、生まれる方が少ない。それから社会減、これは転入転出ですね、

それを調査すれば転出の方が多いと、こういう実態がはっきりしております。そういう中でですね、定住が最終的な私どもの願いであり目標ではありますがけれども、交流人口を増やすというのが町の活性化にもつながるとこういうふうな考えをしているわけであります。ただ、今回定住を目指した住宅政策を進めるということはですね、いろんな取り組みをやってきた中で、やはり定住、住宅対策は重要だと、こういう判断に立ったわけでありまして、今先ほども答弁いたしましたようにですね、検討委員会で検討してもらったものを更にですね、各課で精査をしていると、というのはですね、町職員は非常に最近いろんな仕事に積極的でありましていろんな提案をしてくれています。ですから若い職員達が若い立場でどういう住宅政策が良いのかとこういうことで、若いといいますかね中堅より若い人達で検討委員会を立ち上げたのと、こういう経緯がございましてですね、これらを更に肉付けをしてある程度町としてまとまったものを今度は議会と協議をしながらですね、最終的な案を作り上げていくとこういうふうな考え方をしているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1 番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○1 番（陰山丈夫君） それでは議長の許しを得ましたので、先に通告をしておきました事項について質問をいたします。

福島原発の事故からまもなく 1 年を迎えようとしております。時代を担う子供達の健康をどう守っていくのかが、これから大きな課題となると思っております。ある方からですね、数人の方と放射能の影響等について話をしていたところ、意見のくい違いがあり人間関係が壊れることが怖くなって、今はあまり放射能の関係について口に出したくないというようなことを伺いました。福島県の農産物が敬遠されて、そして安値でも売れていない状況、皆様も存じだと思います。これは、何を意味するのかということを考えればですね、食料品を介して被ばくをしたくないということの表れだというふうに思います。食料に対してお年寄りの口からでる言葉がだいたい共通しております。息子夫婦には県外産、自分達は福島産ということで、だいたいそういう事を口にする方が多くなってきております。低線量の中で住民の心に無意識に生まれております将来の健康が、原発の安全神話が崩れ国の事故対応に不信感が生まれたいま、医学者達が放射能のリスクは低いというようなことを話しはしておりますが、政府主導的で信じがたいというふうに思っている方が圧倒的ではないかというふうに思っております。低線量の中での生活を強いられることになる住民の長い戦い、むしろこれからではないかなというふうに思います。

そのような観点から放射能に起因する疾病についてをお尋ねします。更に食の安全について。三、法に基づいた健康管理手帳について。町独自の健康管理手帳作成についての 4 点をお尋ねします。

なお、3 点目の法に基づいた健康管理手帳についてはですね、現在交付されております原爆の被爆者手帳とかですね、労働安全衛生法の健康管理手帳等についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 1 点目の質問にお答えいたします。

放射性ヨウ素による甲状腺ガンが最も懸念されることから、県による先行調査が進められておりますが、高線量地区から検査を行うため、隣接市町村よりも大幅に実施が遅れることが予想されます。このため、町独自に測定機器を購入し新年度から、検査を実施することといたしました。体制が整い次第、随時検査を進めご父兄の不安解消に努めて参ります。

2点目の食の安全ですが、4月から安全基準が強化されることを受け、食品放射能簡易測定器の増備を進めております。ベクレル調べるセンターなどに6台配置しているほか、来年度には学校の給食施設にも配置される予定です。これまでの検査結果から、一部に注意を要する食品がありましたが、野菜類を中心に大半の食品は、来月から適用の新基準100ベクレル/kgを適用しても5分の1以下の20ベクレル未満、現在の機械で測れるぎりぎりの下限値ですが、5分の1以下の20ベクレル未満でございました。検査結果につきましては速やかにホームページに掲載するほか、広報みはるにも掲載いたします。今後も、検査を通じて三春町産品の安全性を訴えて参ります。

3点目法に基づいた法関係です。まずは県民健康管理関係からお答えさせていただきますが、被ばくした事実を記録して将来の健康管理に役立てることは極めて重要であると考えてございます。低線量被ばくによります健康被害について識者の意見は分かれておりますが、今は県民健康管理調査の一環として配布予定の仮の名前ですが、県民健康管理ファイルを利用して記録を保存するのが合理的であるというふうに考えてございます。ご質問の中にございました被爆者健康手帳あるいは健康管理手帳につきまして若干触れさせていただきますが、被爆者健康手帳につきましては、原発の関係で被爆者の支援関係の法律に基づいた手帳でございまして、これも歴史が古いもので昭和32年の、今の被爆者援護法の前身による法律で決められた制度でございます。つまり、被爆してから12年後ようやくできた制度というふうに理解しております。したがって、その間はやはり発生の調査、記録等をしてかなりの被害拡大になったので最終的には手帳が作られた歴史ではないかというふうに理解しております。もう一点の健康管理手帳ですが、これは労働安全衛生法の中で健康管理手帳の規定が確かにございます。ただ、今現在はその中では、やはり有機溶剤あるいはじん肺の元となる粉じん関係の職場に就いていた方が退職後、健康被害が生じた時に様々な助成措置が受けられるという手帳でございまして、残念ながら放射線業務については直接健康管理手帳の諸般ではないというふうに理解しております。ただ、労働安全衛生法の中の一部で障害防止規則、電離放射線障害防止規則というのがございまして、例えば放射線の管理区域、よく病院なんかのレントゲン室の前にあります黄色字に三つの扇が広がったような形のマークがございまして、あれが1時間に0.6マイクロシーベルトを超えると管理地域に指定しなければならないといったものがございまして、こういったものに使われている関係がございまして手帳とは直接関係ないというふうに理解してございます。基本的に三春町民と一般的に申し上げた場合、先ほど申し上げました県が実施してございますが県民健康管理ファイル、これは県民すべてに送られて参りますので、まだ問診表を出されていない方につきましては、是非記憶の範囲内で出していただいて記録に残すということが非常に重要であるというふうに考えてございます。

4点目です。町独自の健康管理手帳作成についてですが、この件に関しましては将来、子ども達が全国や海外で活躍することを考えますと、手帳には周囲から広く理解されて、なおかつどこでも通用する力が必要だと考えてございます。したがって、国レベルで検討すべき課題だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 町独自の健康管理手帳の作成についてですが、ほとんどの子どもさんは18歳を過ぎると町内から離れる方が多いと思うんですね。そうすると、県内にとどまっていればまた別であります、県外に行かれた場合、特に長期に渡って管理をしていかななくてはならないこの放射能問題についてね、やはり検査的なものが必要になってくるだろうというふうに思うんですね。その時に先ほど労働安全衛生法がありましたが、あのものの発行の意味はですね、ようするに長期に渡って管理をしなくてはいけないというものであるから手帳を発行して管理をしていきたいと思いますという主旨なんですね。その手帳がいっぱいになって記入するスペースがなくなった場合には新しいものを発行していただいて、以前の記録もそこに載せてある、合わせていくと、合致をしていくという制度になっているんですね。それで先ほどらいですね、同僚議員からいろいろありました。これは私の質問の範囲内ではありませんが、人口の問題がありましたね。結局、三春町で昨年232人ほど減少しております。世帯数がね、7世帯の減なんですね、7世帯の減で232人減っているということは、多分私は若い方たちがね、外に行っているんだろうというふうに思うんです。結局、放射能に対しての恐怖ですね、そういったものがあってですね、こういう現象になってきているのかなというふうに思います。

国の方ではですね、学校の安全基準を放射能とかそういう施設が一応5ミリシーベルトなのに20ミリにしてありますよね。そういうところね、やはりこういう情報をつかんでいる方は警戒心が強いんだと思うんですよ。だからどうしても外に行きたい、あるいは避難したいということで、そういう方が若い方の中にはかなりいるのではないかなというふうに思っております。国の今回の対応を見ておりますと後手後手ですね。やはり直接そこにいる方たちの身になっていないというふうに思います。これを先ほどの手帳の件についてですが、やっぱり国レベルのものであると確かに思います。ですけれども、国のことを当てにしていたのではなかなかできない。子どもたちを守ることはできない。子どもたちが社会に出てですね、どこに行っても健康に自信を持って働けるというような環境づくりがほしいのではないかなと思っております。このことは性急にはできないと思いますので、なおまた検討をいただきたいというふうに思っております。

それから、放射能に起因する疾病にはお答えいただけなかったんですけれども、特にですね、がん関係が多いんだと思います。白血病とかそういったものが多くなってくると思います。この病気が発症するとなかなか完治が難しいということもございますので是非ですね、町の方では健康管理について十分な対策をお願いしたいというふうに思っております。県民健康管理手帳も確かに有効だと思いますが、やはり町独自で考えていく必要もあるのではないかなというふうに思います。

食品につきましてはですね、なかなか安全だ、安全だということで数字を言われると理解はするんですね、ですけれど納得ができないんだと思うんです。ですから、そういったことについてですね、町はもっと丁寧に住民にですね、説明をしていく必要があるだろうというふうに思っております。広報等で周知はしているということではありますが、やはりそういったいろんな講座ですか、そういったのを設けて住民に安全性を訴えていく必要があるだろうというふうに考えております。

そういったことを是非行なっていただきたいというふうに思いますので、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 順序が若干変わりますが、最初に放射能に起因する疾病について若干補足をさせていただきます。ご指摘のとおり子どもさんというふうに限定しますと、概ね4、5年後に出るのではないかということで、甲状腺がんというふうにお答えさせていただきました。当然その他の関係の特にがんに似たような症状の病気の心配がございますので、それは陰山議員のおっしゃるとおりの内容でよろしいかと思えます。結構だと考えてございます。そういったことについては、先ずは例えば甲状腺がんについてはエコーという機械を使ったり、あるいは触診ということで、実際にお医者さんがのどを触ってはれやしこりがないかということをやっ、これは病変ではないかなということで始めて詳しい調査に入っていくものでございますので、発病するまでの期間、あるいは経過について原因はさておき、そういった甲状腺の病気、あるいはがん関係の病気、発症までの経過というのはかなり前例があるわけですから、そういったお医者さんの検査の方をお願いしてやっていくということについて、基本的にそれほど意見は違わないのかなというふうに思っております。

2つ目の手帳関係ですが、確かに正確な記録は必要であろうというふうなご指摘はそのとおりだと思います。ただ、ここでもう一度考えなくてはならないのは、被爆者管理手帳というのは実は発症してしまった、発病してしまったという重大な事実がその前にあるわけです。現在、福島県内のお子さん始め、県民三春を含めてですけれども、数字の大小はあれ被ばくはしてしまったと。ただ、発症、発病については今表現はおかしいかもしれませけれども、かたずをのんで見ているというふうな状態だと思うんです。したがって、もしかすると発症しない、発病しないで済むかもしれない。心情的にはそちらを期待したいというふうには思っておりますが、そういったことを踏まえて、被爆者健康管理手帳ということでいくのではなくて長期的な記録ということであれば県民健康管理ファイルというものが各自にも配られて参りますし、我々が問診表で返したものは長期的なデータ保存がされることになってございます。まずはそういった調査レベルで様子を見るというのが、合理的ではないかというふうには考えてございます。

3つ目の安全性をもっともっとPRすべきだという点については、我々もまだPRが足りないのかなというふうに考えてございます。特に数字ですが、確かにベクレル調べるセンターをやっておりますと今は「20ベクレル未満」という表現をしてございます。この表示をするに当たって当初は数字を出してございました。これを結論から申しますと、簡易測定器には当然限界がございます。一定のレベル以下、「ND」と表現して良いのか、「20ベクレル未満」と表現して良いのかということはかなり意見の違いがございます。内部としては、「ND」というと「この機械では検出されませんでしたよ」という意味なんです、その文字面から見るとゼロだったというふうに受け取ってしまう方がいらっしゃるということについては、これはある意味、誠実ではないだろうということで「20ベクレル未満」というふうな表現を使っております。この数字はかなり小さいと、この測定器では限界に近い力量を発揮してようやく検知できるかどうかぐらいのレベルまでの小ささでございますので、そいった点につきましても併せて広報して参ります。そういった20ベクレル未満というのは、かなり小さなものだというふうにご理解いただけるように、もう少しPRの方は力を入れて参りますし、そういった観点でベクレル調べるセンターのデータをご覧いただければありがたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩をいたします。午後 1 時より再開をいたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩午前 11 時 45 分)

< 休 憩 >

(再開午後 1 時 00 分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

9 番三瓶文博君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○9 番（三瓶文博君） 議長の許可を得ましたので第 1 の質問を行ないます。

住宅施策の展開についてであります。新年度に向けての町長の施政方針の中の人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開について質問をいたします。まず、住宅施策を展開することは私も賛成であります。住宅施策を展開するには、まずその需要と供給のバランスが不可欠な要素であります。当然この需要がなければ供給はあり得ないわけであります。今どのような需要があるのか、その需要を見極めるためには市場においてのニーズやターゲット、更には雇用の問題、通学の問題等、多岐に渡ってのバックデータが必要になります。そこで 3 点について質問をさせていただきます。

1 点目は住宅を必要としている人たちの調査データはあるのかどうか。

2 点目が三春町に住みたいという町独自の魅力の創出をどのように考えているのか。

3 点目は現在考えている住宅政策はどのような形で具体的に展開していくのか。

以上であります。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

まず、住宅を必要としている人たちの調査データについてであります。残念ながら町はこのような調査データを持ってはおりません。

次に、町に住みたいという魅力をどのように創出し、そして、それをどのように具体化していくのか、についてであります。町はこれまで、住民のために多岐にわたるまちづくりを進めて参りました。財政基盤を安定させながら、中心市街地の活性化施策、1 年を通した観光振興策、地域医療や教育環境の充実、もみじ山などの公園整備、ウォーキング大会の誘致等々であります。これからは、この町の魅力を如何に上手に P R するか、各種施策も自治体間での知恵比べになっているような状況にあります。

町は、みなさんと知恵を出し合って、まちの魅力を高めて参りたいと考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 再質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9 番（三瓶文博君） 今お答えいただいたんですけれども、3 点目、現在考えている住宅施策はどのような形で具体的に展開していくのかということに対する答弁はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　今回の一般質問には住宅施策が何人かの議員から質問をされておりまして、町の考えはこれまで述べて参りましたが、申し上げたようにですね、今町としてのまとめをしているということでございまして、ただこの中で考えられることはですね、今までは町営住宅として町が造ってきました。しかし、町が造るという考え方だけではなくてですね、民間の活力を誘導できないかというふうな考え方も一方でいろいろ検討を進めているというふうな状況でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第2の質問を許します。

○9番（三瓶文博君）　2点目の質問は、児童・生徒の安心安全な環境づくりについて具体的な質問をさせていただきます。3. 11の震災からまもなく1年を迎えようとしております。議員活動を始めて約半年、学校の保護者から特に災害緊急時の情報伝達について聞かれることが多くなっていました。そこで2つの質問をさせていただきます。

1点目は、現在緊急時については、どのようなかたちで情報伝達を実施しているのか。

2点目は、3. 11震災を受けた反省点と今後の課題と対策についてどのように考えているのか。この2点目の質問をする背景には先進地の事例としまして、新潟県燕市の小中学校等では、メールによる情報伝達方法を採用しており、若い世代は何といても手軽で即時性のあるメールが主流であります。また、保護者からの要望を踏まえ教育委員会や学校等の教育現場でこのような具体的な検討等も行なっていくべきと考えるのがいかがか。誰もが緊急時においても、学校が安全で保護者も安心して児童生徒を通わせられる教育環境づくりを願っているわけがあります。

以上であります。

○議長　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　第2の質問にお答えいたします。

昨年の東日本大震災時には、午後6時半までに全児童生徒を無事に保護者に引き渡すことができました。これは、常日頃より学校と保護者が信頼関係で結ばれ、連絡体制がある程度、機能した結果であると考えております。

さて、現在、緊急時に学校から保護者への情報伝達につきましては、主として電話によって行うことにしております。しかし、緊急時には電話や携帯電話がつながりにくいという実態がありますので、学校によっては保護者の携帯電話へのメール連絡の体制を整えたところもあります。

2点目の東日本大震災の反省点としましては、先ほど申し上げましたように電話、特に携帯電話がつながらなかったという点と、保護者に児童生徒を引き渡す場所を、安全面から学校から別の場所に変更したという点があります。1つ目の電話等が通じなかった点につきましては、今ご指摘いただいた様に、今後個人情報の管理について保護者の理解を得ながら、メールでの連絡体制を検討していくことも各学校とともに考えて参りたいと思います。なお、各学校では電話が通じなかった時のことを想定した対応策について、例えば、防災無線の利用、ホームページでの情報提供、最終的には教職員の家庭訪問などを考えております。2つ目の児童生徒の保護者への引き渡し場所につきましては、保護者懇談会等で、学校でない場合について、繰り返し確認をしておりますので、今後混乱することはないと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6 番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○6 番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので、通告しておきました次の事項についてお伺いいたします。

1 件目、昨年 3 月 11 日の東京電力福島第一原発事故、大震災から 1 年になろうとしております。町長の所信表明にもありましたが、災害状況の確認、復旧作業、安否確認、避難者の受入れ、ヨウ素剤配布等、様々な対応に追われた 1 年だったと思います。町独自にできる対策においては、素早い対応が目立ち我が町が既に行なっていることが、他市町村の対策として新聞、ニュースに出てくることが多々あったように思われます。町長や前副町長のリーダーシップの下、我が町の職員の優秀さを確認した年でもありました。それに引き換え国県の対応のまずさ、遅さ、それと連携を取らないといけない時の苛立ち、これは今でも心に残っております。さて、前回の一般質問の中で国策に対して町の考えを示す方法についてお伺いいたしました。今回は中身の要望事項についてであります。昨年 9 月の一般質問で有害鳥獣捕獲対策についてお伺いしましたが、その後、新聞を見えますとイノシシ、ニホンシカ等、汚染度が基準値を超えた報道やミミズが汚染され、それをイノシシや鳥が食べて汚染が広がる心配についての報道があり、恐れていたことが現実になっているのかと不安を募らせていましたが、先月末の報道で捕獲数の減少が懸念されるイノシシについて、県が買い上げ支援制度を新設したり、また除染活動の仮置場設置義務の緩和等、これは市町村の要望、それから議会での質問が相次いだためのようです。そういう対策のようですが、我が町から県議会議員がいなくなったりした以上、町長からの要望事項を積極的に挙げていってもらわなければならないと思いますが、その様な中、この 1 年間我が町でも国県へたくさんの要望事項を出したと思われませんが、そのことについて、国県の対応はどのようなものであったかお伺いします。

また、この 1 年の出来事についての町長の所感をお伺いいたします。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

まず、大震災、原発事故に関し、国県に対しどのような要望を行ってきたかについてであります。概括いたしますと、1 つ目に復旧・復興のスピードアップを図ること。2 つ目に復旧・復興に必要な財源を確保すること。3 つ目に原子力災害に関し、十分な賠償を行うこと。4 つ目に放射性物質の除染に対する支援等々であります。これらは、他の市町村と共通の悩みでありましたので、1 自治体が要望していくには限界があると考え、町村会に働きかけ、県なり国に対し要望を行って参りました。

また、首長会議などでも逐次意見を述べて参りました。その結果、町が要望してきた、震災に対する復興支援特別交付税の予算化や自主的避難等に係る賠償金支払い、除染経費が補助金から交付金に変わったなどについては、その成果があったものと考えております。

次に、この 1 年間の所感はとのお話しですが、本議会の冒頭あいさつで述べましたが、今もあの 3 月 11 日とそれ以降に次々に生じた様々な出来事が脳裏によみがえって参ります。この間の忙殺された日々を振り返り、その中で今感じております一端を申し上げれば、まずは、人

と人のつながり、地域の絆が重要であることを再認識させられたことであります。原発事故で避難された方への献身的な町民の支援、地域ぐるみでの除染の取り組み、数え上げれば枚挙にいとまはありませんが、人と人とのつながり、地域の絆は、まちづくりに、そして難局を乗り越えるためには欠かせないものと改めて感じたところであります。

2つ目は、大震災時のように混乱している時は、住民の生命と財産を守ることを最優先として、現場での判断が求められるということであります。国県の指示を待っていたら時期を失する場合がある、そのために、適切な判断を行うために、自治体は情報の収集能力を日頃から身につけて置くことの大切さも感じました。

3つ目は、町政運営にあたり、町民の安心と安全を守り、そして緊急事態に対応するためには、財源を確保しておくことが不可欠だということも痛感いたしました。大震災直後、町は補正予算を組んで直ちに復旧にあたり、町民からは俊敏な対応への評価をいただきました。これも、財源が確保されていたから成しえたことだと考えております。

さて、震災から1年が経とうとしておりますが、復興には、まだまだ長い道のりが続きます。

しかし、人間は、これまで未曾有の災禍を繰り返し経験し、その中で先人たちは、災害と向き合い、英知を結集し生き延びて参りました。今を生きる私たちも、英知と創造により、一步一步未来を切り開いていかなければなりません。そのために先頭にたって粉骨砕身、三春町の進展に尽力していかなければと考えております。引き続き、議会、町民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) それでは2件目に移ります。

1件目と同様、3月11日の東京電力福島第一原発事故、大震災から1年になろうとしております。その間の様々な出来事についての県国の対応のまずさから、事が大きくなっていったこともあったと思います。例えば福島第一原発事故の民間事故調査委員会でも緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、いわゆるスピーディーが活かせなかったという指摘がありました。このスピーディーの予測と国で定めた20キロの警戒区域、30キロの計画的避難区域の同心円の違いで起こり得る被災の想定ができていず、直ぐに稲わら汚染の問題がでてきたりしてございました。また、米の抽出検査の後の安全宣言、これなども一般的に考えても大丈夫かなと不安を持ったとたんに汚染米がでてきて調査のし直し、この2つのことだけで考えて見てもそこから出てくるであろう問題が、なぜ想像・想定できないのか。この優秀な人たちはどのような教育を受けて育ってきたのか、これからこの人たちに県国を任せざるを得ないのかと思うと暗たんたる思いがあります。この想定力・想像力の弱さを感じながらこの1年間の様々な出来事を見て教育の問題点等について教育長の所感をお伺いいたします。

また、郡山、飯舘、山木屋等で放射線教育を本年度、または新年度から導入する予定になっておるようですが、三春の放射線教育についての現状についてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

教育長としてこの1年間、一番心を砕いて参りましたのは、放射線低減対策であります。議会をはじめ関係する皆様のご理解を得て、校庭等の表土除去等を実施したり、地域の皆様のご

協力を得て、通学路の除染をしたりいたしました。お陰様をもちまして、子どもたちが学習に集中できる環境が整ってきたと感謝いたしております。しかしながら、学校等の校庭以外の除染につきましては、今後町の実施計画に従って行われますので、優先的に除染が実施されるよう町当局と連携をして参りたいと思っております。また、昨年の夏休み前後から、校長会では児童生徒の体力の低下や肥満傾向児の増加傾向について話題に上り、各学校ではその対策を講じておりますが、引き続き注視していく必要があると考えております。さらには、余震や放射線への不安、転出入が多かったことによる人間関係の変化等がありますので、児童生徒の心のケアにも留意して参りたいと思っております。幸い、現在は緊急カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、転入児童生徒のための兼務教職員の配置がありますので、来年度も引き続き配置を要望しているところであります。

次に、各学校における放射線教育についてですが、三春町教育委員会では昨年6月下旬に標準の授業案を作成して、各学校で授業をしていただいております。これは県内では相当早い段階で事業を実施したと思っております。各学校では、発達段階に応じて1時間から3時間程度授業を行うとともに、授業以外でも必要に応じて放射線について注意を促しております。その結果、放射線は怖いというイメージから正しく理解すれば怖がってばかりいる必要はないという方向に変わり、外で遊ぶ子どもが増えたとか、手洗い、うがいの習慣が付いたという報告をいただいております。来年度も、教育課程に放射線の授業を位置づけるよう各学校に指示しております。

今後とも子どもたちの安全安心のために、町当局、議会、町民の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 教育長の今年1年の所感についてということでお伺いしたのですが、その中身は学校の中での放射線の低減対策とか、具体策について今お聞きいたしました。ただ、私の方で考えたのは、今回こういうふうになった時の国県の職員といいますか、皆さん優秀な方たちが非常に想定力・想像力が乏しいのではないかというのが、うんと気になったんですね。そのことについて、現在の教育のあり方の中でどのように考えているのかなということをちょっとお聞きしたいと思っていましたので教育長さんの方で分かった教えていただきたい。

それからもう一つ、2番目の放射能の各学校で6月からやっている放射線教育。これすべては難しいと思いますが、例えばどんなふうな事業内容になっているのか、それ1学年の分でもかまいませんので、それについてもお答えいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

危機管理という面でですね、今の子どもたちが将来どのように育っていくか、ということであらうかと思えます。三春町の教育はですね、正しく危機管理能力が育つような方向にあると思っております。例えばですね、全国学力テストがございます。これはですね、いわゆる基礎編と応用編に分かれておりまして、三春町の特に中学生はですね、応用編が優れております。つまり、指示されたこと、それから勉強しなければならないこと、それを超えた部分で子どもたちは力を発揮しているという現状がございますので、今の教育をですね、更に推進して参り

たいというふうに思います。

2つ目の放射線の授業についてですけれども、私達の身近に放射線は元々あったわけですね、そういうことの学習、そして今現状は自然界の放射線より高いという現状がありますので、それを伝えて、そしてそれにどう対応するか。先ほど一端を申し上げましたけれども、手洗いとかうがいとか、インフルエンザと同じ対応ですけれども、そういうこととか、それから外から帰った時にですね、体をはらうとか、そういうことにつきましては各学校で具体的に指示をしておりますので、そういうことも日常的に繰り返し行なっております。そういう授業を実施したり、授業外でもそんなことをやって、子どもたちも随分伸び伸びと出来てきたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

○6番（日下部三枝君） 想定力・想像力のところで危機管理能力というか、そういうことではないかということだったんですね、確かに危機管理もやっぱりその想定力・想像力、これは大事なことだし、それについてやはり三春町は応用が非常に優れているということで、これでやって行けば大丈夫だろうというお話だったんですけれども、そうだとすれば、やはり三春町だけではなくて福島県、それからそれ以上まではなかなか難しいですけれども、そういうところでやっぱり、是非応用力そういうふうなものの力をつけて行くような、そういう指導をしてもらえるように教育長の方から提言と言いますか、そういう話をしていった方が良いのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

また、伸び伸びと過ごすことができるようになったということですが、非常に今神経質になっている保護者の方もいらっしゃると思うんですけれども、その方たちに対しての逆にケアみたいなものはどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

三春町の教育にちきましては、更に発信をしてですね行きたいと思っております。

それから、心配な保護者ということでありますが、先日も3月1日ですか、お医者さんをお呼びして学習会を開いております。ただ、まほらの小ホールという限定したところでやりましたので、幅広くということではありませんが、そういうものを繰り返しやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは3件目。

3月11日以降の指定管理施設の現状についてお伺いいたします。町のいくつかの施設を団体や公社に指定管理を委託しておりますが、3月11日の東京電力福島第一原発事故以来、その施設そのものが被災したり、そこに通じる道路や業務そのものが成立しなくなったり、その他の理由で稼働できなくなったりしている施設があると思われませんが、それらの施設の現状と稼働していない場合の指定管理料についての考え方についてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 お答えをいたします。

町では13の公の施設について、指定管理を行っています。そのうち、震災の被害が大きかった施設としましては、白山福祉館があります。震災により利用できない状態となりましたので、施設は解体することとし、それまで実施していた介護予防事業につきましては、にこにこ元気塾として各地区交流館などで開催するよう改めたところであります。

三春の里田園生活館の本館にも瓦屋根などに被害があり、その修繕に係る予算については今議会に提案しているところであります。

震災の影響を受けた施設の指定管理料についてであります。基本的な考え方として、稼働しなかった日数、利用状況などに応じて指定管理料を減額することといたしました。具体的には、三春ダム資料館物産展示室については、震災発生時から7月まで休館となりましたので、それに対応して指定管理料を減額する指定管理変更協定を締結いたしました。

さくら湖自然観察ステーションにつきましては、昨年の7月末から葛尾村に役場機能の移転先として一部を貸し付けております。したがって、管理運営経費の一部負担を葛尾村にお願いいたしましたので、その相当分については指定管理料を減額することで、指定管理者と変更協定を締結したところであります。

なお、三春町堆肥センターにつきましては、震災の影響により建屋敷地の崩落があり、一時、稼働停止となりましたが、協定に基づき町で指定管理料の負担はしておりません。

指定管理制度の運用につきましては、今後とも、適正な運用に努めて参りますのでご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会といたします。

大変ご苦勞様でございました。

(散会 午後1時35分)

平成24年3月16日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 原 毅 書 記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長 兼 総務課長事務取扱	橋 本 國 春

財 務 課 長	村 上 正 義	住 民 課 長	橋 本 清 文
税 務 課 長	佐 久 間 收	保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功	企 業 局 長	橋 本 良 孝

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年3月16日（金曜日） 午後2時30分開会

- 第1 議案の提出
- 第2 議案の説明
- 第3 議案の質疑
- 第4 議案の付託
- 第5 付託陳情事件の委員長報告並びに審査
- 第6 付託議案の委員長報告
- 第7 議案の審議

第 8 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

第 9 特別委員会委員長報告

議案第 6 号 町道路線の認定及び変更について

議案第 7 号 三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について

議案第 8 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について

議案第 17 号 三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について

議案第 18 号 平成 23 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 19 号 平成 23 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 20 号 平成 23 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 21 号 平成 23 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 22 号 平成 23 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 23 号 平成 23 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 24 号 平成 24 年度三春町一般会計予算について

議案第 25 号 平成 24 年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第 26 号 平成 24 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 27 号 平成 24 年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第 28 号 平成 24 年度三春町町営バス事業特別会計予算について

議案第 29 号 平成 24 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

議案第 30 号 平成 24 年度三春町病院事業会計予算について

議案第 31 号 平成 24 年度三春町水道事業会計予算について

議案第 32 号 平成 24 年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第 33 号 平成 24 年度三春町宅地造成事業会計予算について

（追 加）

議案第 34 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第 35 号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出について

議案第 36 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 30 分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。

ただ今より本日の会議を開きます。

.....・・ 議 案 の 提 出 ・・.....

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第34号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」が提案されました。

これを日程に追加し、日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号を日程に追加し、日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(日程表・議案書の配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

.....・・ 提 案 理 由 の 説 明 ・・.....

○議長 それでは日程第2により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 追加議案の説明をいたします。

議案第34号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

監査委員の野口邦彦氏の任期が平成24年3月31日で満了となるため、引き続き同氏を委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

.....・・ 議 案 の 質 疑 ・・.....

○議長 日程第3により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第34号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第34号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

.....・・ 議案の委員会付託 ・・.....

○議長 日程第4により、議案の委員会付託について。

ただいま議題となっております議案第34号については、人事案件でありますので、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

.....・・ 休 憩 ・・.....

○議長 ここで、議案調査のため暫時休憩をいたします。再開は、追って連絡をいたします。

関係者は全員協議会室にご移動を願います。

(休憩 午後2時35分)

< 休 憩 >

(再開 午後2時39分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第5により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月7日及び12日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第5号、森林に対する固定資産税の免税措置についての陳情書。

陳情者、田村市常葉町西向字堂ヶ入62番地7、田村森林組合代表理事組合長、早川英二。

田村郡小野町大字小野新町字知宗59番地2、ふくしま中央森林組合代表理事組合長、渡辺一夫。

本陳情は、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故による風評被害によって、木材の極端な流通の減少を余儀なくされており、長期にわたり懸念される状況にあるため、山林及び原野に対する固定資産税についての免除措置を求める旨の陳情であります。

三春町では、平成24年度の固定資産税の評価替えにあたり、原発事故等の影響を考慮し震災残価率を適用する方針を打ち出しています。

また、既に被災者に対する税の減免措置を講じており、さらに本陳情の山林、原野だけに特定した税の免除ということになれば、税の公平・公正という観点から大きく外れるものと憂慮されます。

今回の原発事故の影響による減収については、税の免除という観点より、その原因者である東京電力に損害賠償等の請求をすべき事案であると考えられます。

以上のことから、本陳情については、その心情は理解できるものの、採択すべきものではないと考え、全員一致不採択とすることと決しました。

陳情事件第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書。

陳情者、宮城県仙台市青葉区二日町9番15号、国土交通省労働組合東北地区協議会議長、後藤明広。

本陳情は、防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能を充実するため、国会及び関係機関に対して、下記事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

1. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

2. 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すこと。

以上について慎重に審査した結果、本陳情については、国の動向を注視しつつ、さらに調査研究する必要があるため、継続審査とすることに決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定されました。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月7日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情事件第3号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会、議長吉田実。

本陳情は、福島県の最低賃金が全国でも31位と低位にあり、一般労働者の賃金水準とも大きな差がある状況が続いており、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させてゆくために、次の事項について要望しようとするものであります。

1. 福島県最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意に沿った引き上げを図ること。

2. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

審査については、3月7日、9日に第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第2号、「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める陳情書。

陳情者、田村市船引町東部台1-59、全日本年金者組合福島本部田村支部支部長、佐藤一正。

本陳情は、社会経済情勢が依然、厳しい状況にあるなか、特に福島県においては、東日本震災と福島第一原発事故により、多くの県民が避難生活を余儀なくされている状況において、高齢者の生活を守り、地域経済を活性化する立場からも、次の事項について要望しようとするものであります。

陳情項目 1、公的年金の「特例水準解消による 2.5%削減」は行わないこと。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は全員一致採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定をいたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第 6 により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3 月 5 日、7 日、8 日、9 日、12 日、14 日及び 16 日の 7 日間にわたり第 1 委員会室において開会いたしました。

議案第 7 号、三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成 7 年度に高齢者の身体介助等を目的として創設した町単独事業である三春町ホームヘルパー派遣事業が、現在では、介護保険制度や民間による日常生活支援サービス等が充実したことから、平成 23 年度で事業を廃止するため、本条例を廃止するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長事務取扱者の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成 23 年度福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、期末手当を支給しない議員を規定し、また、議員への期末手当の支給を一時差し止める制度を新設するため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長事務取扱者の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成 23 年福島県人事委員会勧告等を踏まえた県の改正に準じ、自動車等交通用具使用者に対する通勤手当支給額を上げるため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 10 号、三春町税条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正が行われ、個人住民税に係る均等割

の増額、退職分離課税に係る課税の特例の廃止、及びたばこ税率の町と県の比率が変更されたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長事務取扱者の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われ、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第6号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入においては、町たばこ税、地方交付税、消防費国庫補助金、雑入、消防債、財政調整基金繰入金等の追加と、臨時財政対策債等の減額が主なものであります。歳出においては、財産管理費、予備費等の追加と、企画費、災害救助費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、東日本大震災農業生産対策交付金、災害廃棄物処理事業、防災行政無線デジタル化事業、災害復旧費等が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成24年度三春町一般会計予算について。

財務課長をはじめ、関係課長等の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 3月定例会において、経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は3月5日、7日、8日、9日、12日、15日の6日間にわたり現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第6号、町道路線の認定及び変更について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は路線番号292号八幡町遊園地線ほか3路線について、新たに町道路線として認定しようとするもので、また、路線番号536号平沢白石作1号線ほか1路線については、延長の変更について認定しようとするものであります。現地調査も含め慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第15号、三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は公営住宅法の一部改正、公営住宅法施行令の一部改正及び公営住宅法施行規則の一部が改正され平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、三春滝桜駐車場に係る指定管理者の指定について。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は三春滝桜臨時駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第6号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、災害復旧費国庫負担金、災害復旧費国庫補助金、農林水産業費県補助金、災害復旧費県補助金、一般寄附金、指定管理者負担金、農林水産業費雑入、土木費雑入、災害復旧債等が主であり、歳出については、東日本大震災農業生産対策交付金に係る農業振興費、商工振興費、観光振興費、農業施設災害復旧費、公園緑地費、公営住宅費、道路橋梁災害復旧費等が主なものであります。また、繰越明許費については、東日本大震災農業生産対策交付金事業、中心市街地蔵再生整備工事、下舞木岩本線道路改良工事、北町荒町線物件補償費、農業用施設災害復旧補助事業、農地等災害復旧単独事業、道路橋梁災害復旧補助事業、町営住宅災害復旧補助事業等が主なものであります。現地調査も含め、慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成24年度三春町一般会計予算について。

産業課長、建設課長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、土木使用料、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金、商工費貸付金元利収入、滝桜観桜料、土木費受託収入、定住促進住宅に係る指定管理者負担金、土木債等が主であり、歳出については、農業委員会費、中山間地域等直接支払推進事業等に係る農業振興費、農業改良費、農道整備事業費、林業振興費、商工振興費、滝桜臨時駐車場指定管理業務に係る観光振興費、企業誘致事業費、道路維持費、四反田富沢線道路改良工事ほか4路線に係る道路整備費、橋梁維持費、桜川改修計画費、公園緑地費、北町荒町線道路整備工事に係る中心市街地再生整備事業費、駅南ヶ丘団地給水設備改修工事ほか3団地に係る公営住宅費が主なものであります。現地調査も含め、慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成24年度三春町水道事業会計予算について。

議案第32号、平成24年度三春町下水道事業等会計予算について。

議案第33号、平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について。

以上の3案は、企業局長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。地方公営企業法に基づく独立採算による事業経営を基本として、浄水場等水道施設及び簡易水道施設の維持管理等を主なものとした予算と公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の下水道3事業の運営とした下水道事業等会計予算、宅地造成事業の運営に係る宅地造成事業会計予算であり、現地調査も含め、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月5日、7日、8日、9日、12日、14日、15日の7日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第11号、三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、図書館法の改正に伴い、図書館協議会委員の任命基準を追加するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、白山福祉館の解体工事实施に伴う、三春町福祉会館及び沢石地区福祉館における指定管理事業の見直しにより、三春町福祉会館の事業の一部変更及び沢石地区福祉館の事業を取りやめるため、本条例の一部を改正するものです。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、第5期介護保険事業計画策定に伴い、当該期間中の保険料の額を改めるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、改正後の保険料を適用するに際しては、被保険者に対して理解を得るため丁寧な周知の徹底をする旨の意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、沢石地区福祉館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

教育長をはじめ、関係課長等の出席を求め、補正予算（第6号）全般について詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入においては、災害復旧費国庫補助金、民生費県負担金、衛生費県補助金、消防費県補助金、教育債等の追加と、民生費負担金、教育費使用料、民生費国庫負担金、教育費国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、教育費国庫負担金、民生費県補助金、教育費県補助金、災害復旧債等の減額であります。歳出においては、国民健康保険事業費、母子保健費等の追加と、介護保険事業費、老人福祉費、児童福祉総務費、塵芥処理費、幼稚園管理費、小学校管理費、中学校管理費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業、田村広域行政組合負担金、災害廃棄物処理事業、公立学校施設災害復旧事業、交流館施設等災害復旧単独事業、清掃センター焼却棟煙突解体工事であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第3号）全般について詳細な説明を受けました。歳入においては、国庫補助金、療養給付費交付金、一般会計繰入金等の追加と、共同事業交付金等の減額が主なものであります。歳出においては、療養諸費、共同事業拠出金、償還金等の追加と、高額療養諸費等の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について詳細な説明を受けました。

歳入においては、後期高齢者医療保険料の減額で、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第3号）全般について詳細な説明を受けました。歳入においては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金等の減額で、歳出においては、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費、高齢介護サービス費、介

護予防事業、予備費等の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成23年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

住民課長の出席を求め、補正予算（第1号）全般について詳細な説明を受けました。

歳入においては、町営バス利用料等の増額と一般会計繰入金の減額で、歳出においては、町営バス運行事業費の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成23年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について。

住民課長の出席を求め、補正予算（第1号）全般について詳細な説明を受けました。除染対策費を繰越明許費とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成24年度三春町一般会計予算について。

教育長をはじめ、教育課長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成24年度三春町国民健康保険特別会計予算について。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成24年度三春町介護保険特別会計予算について。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成24年度三春町町営バス事業特別会計予算について。

住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成24年度三春町病院事業会計予算について。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

議案第6号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、「三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、「三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、「三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、「沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、「三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、「平成 23 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、「平成 23 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、「平成 23 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、「平成 23 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、「平成 23 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、「平成 23 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

補正予算全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、「平成 24 年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号、「平成 24 年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、「平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、「平成24年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、「平成24年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、「平成24年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、「平成24年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、「平成24年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、「平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○野口監査委員 この議案は私に関連するものでありますので退席を許可願います。

○議長 退席を許可いたします。

(野口監査委員退場)

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

お諮りはかりいたします。

本案件は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり野口邦彦氏を監査委員に選任することに同意することに決定をいたしました。

野口代表監査員の再入場を許可いたします。

(野口監査委員入場)

○議長 ただいま、監査委員の選任に同意をいたしました野口邦彦氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○野口監査委員 只今、ご同意をいただきました監査員の野口邦彦でございます。今後におきましては、議員各位並びに町の職員のお力をお借りいたしまして、職務に精励して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でご挨拶とさせていただきます。

○議長 日程第8により、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員長より、地方自治法第182条第8項の規定に基づき選挙管理委員4名、同補充員4名が3月31日をもって任期満了となる通知がありましたので、選挙を行うものであります。

○議長 お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

○議長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議長 選挙管理委員に、

三春町大字北成田字鍛冶内272番地 橋本春雄君。

三春町大字実沢字檜梨158番地の5 浦山日出夫君。

三春町大字過足字紙漉238番地の16 横山滋君。

三春町八島台一丁目4番地の1 加藤康子君。

以上4名を、同補充員に、

三春町大字平沢字担橋476番地の2 伊藤忠俊君。

三春町大字斎藤字長久保157番地 渡辺倫良君。

三春町大字上舞木字向田 1 1 2 番地の 3 7 宗形義正君。

三春町字北町 1 4 2 番地 村田利子君。

以上 4 名を、それぞれ選挙管理委員及び同補充員に指名をいたします。

○議長 ここでお諮りをいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました 8 名を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 名が、それぞれ選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただ今、1 1 番小林鶴夫君外 2 名より、議案第 3 5 号「特例水準解消による公的年金削減に反対する意見書の提出について」、2 番渡辺泰譽君外 2 名より、議案第 3 6 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 5 号から議案第 3 6 号の 2 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第 3 5 号、「特例水準解消による公的年金削減に反対する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1 1 番小林鶴夫君！

○1 1 番(小林鶴夫君) 議案第 3 5 号、「特例水準解消による公的年金削減に反対する意見書の提出について」。

地方自治法第 9 9 条の規定により、特例水準解消による公的年金削減に反対する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成 2 4 年 3 月 1 6 日提出

提出者、三春町議会議員 小林鶴夫枝。

賛成者、三春町議会議員 三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員 橋本善次。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成 2 4 年 3 月 1 6 日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第36号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番 渡辺泰譽君！

○2番(渡辺泰譽君) 議案第36号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成24年3月16日提出

提出者、三春町議会議員 渡辺泰譽。

賛成者、三春町議会議員 三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員 鈴木利一。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成24年3月16日 三春町議会議長 本多 一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第9により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の付託に係る事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長 桜川河川改修推進特別委員会より報告いたします。

昨年10月1日より本日まで、桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について概要を申し上げたいと思います。

まずは新しい委員になったことから、10月21日に桜川河川改修事業及び関連事業についての勉強会を開催しました。勉強会では、特別委員会のこれまでの活動状況、桜川河川改修の概要、平成23年度の事業予定、県作成の桜川景観検討の概要及び町作成の桜川景観整備計画など、県及び町の取組みについて広く学ぶとともに、委員間での意見の交換を実施し、非常に有意義な勉強会となりました。

12月14日開催の特別委員会では、町桜川景観整備計画における2つの拠点整備について、町より説明を受け審査を進めましたが、十分な審査時間が取れなかったことから、改めて1月24日に審査を実施しました。審査に先立ち、幅広橋梁の先進事例であります二本松駅前広場及び六角川河川改修の現地調査を実施しました。審査では、役場脇の三春の玄閣拠点整備について集中的に審査を実施し、今後のまちづくり及び通年観光の実現のため、幅広橋梁設置による駐車場機能の確保と多目的広場の整備は必要との結論に至りました。

3月16日、本日開催の審査では、町より桜谷橋詳細設計及び県が実施します河川計画の見直しの作業状況について説明を受けました。桜川は市街地部における唯一の水辺空間であり、河川はもとより周辺の整備は、三春町のまちづくりに大きな影響を与えるものです。よって、当委員会としましても町民の皆様のご意見が反映され、三春町のより良い景観形成及び良好なまちづくりが推進されますように、積極的に活動して参りたいと存じます。

つきましては、桜川河川改修の着実な推進のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、積極的かつ慎重な審査を継続して実施する必要があると考えられますので、三春町議会会議規則第71条の規定に基づき、継続審査といたしたく報告します。

以上、桜川河川改修推進特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年9月の任期満了に伴う三春町議会議員一般選挙が行われた後、計2回の委員会を開催して参りました。

昨年12月に開催しました当委員会では、新三春中学校建設工事監理業務委託について、業務の内容など説明を求め審査を行いました。

また、新三春中学校の制服について、新三春中学校開校準備委員会での検討経過などの説明を受け、「開校時の2・3年生は現中学校の制服をそのまま着用し、新1年生は制服を新しくする」という基本方針の確認を行うとともに、今後は制服検討委員会を設置して、新しい制服のデザインなどを決定していく説明を受けました。

この3月には、新三春中学校建設工事の進捗状況について説明を求め、審査を行いました。さらには、三春小学校耐震補強大規模改造工事設計業務委託について、業務の内容やこれまでの耐震補強工事などの取組み状況の説明を求め審査を行いました。

当委員会としては、今後とも広い視点に立ち、特に小学校の再編についての議論を早めてい

かなければならない時期にきていると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長　ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長　本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長　長丁場の3月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案可決・同意をしていただきまして本当にありがとうございます。

特に新年度予算、除染作業等々、大変な事業を抱えているわけでありますが、十分精査をしながら適性な予算執行に努めて参りたいとこのように考えております。

定例会が終わりますとまもなく春、桜のシーズンを迎えるわけでありますが、今年は復興の年ということで町を挙げてですね、復興のためのいろんな事業を計画をしておりますので、議会の皆さん方にもご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

一言申し上げて挨拶いたします。

……………閉会宣言……………

○議長　それでは以上をもちまして、3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労様でございました。

（閉会　午後4時00分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月16日

福島県田村郡三春町議会

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 6号	町道路線の認定及び変更について	全 員	原案可決
議案第 7号	三春町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	三春町民図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春町福社会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第16号	沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第17号	三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第18号	平成23年度三春町一般会計補正予算（第6号）について	全 員	原案可決
議案第19号	平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第20号	平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第21号	平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第22号	平成23年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決

議案第23号	平成23年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第24号	平成24年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第25号	平成24年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第26号	平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第27号	平成24年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第28号	平成24年度三春町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第29号	平成24年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	平成24年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	平成24年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第32号	平成24年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	平成24年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第34号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第35号	「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第36号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決